

たまちづくりが可能になると
考えられます。

このような検討機会を多く
つくり町民の皆さんのが自ら行
える計画づくりなどにより気
運の醸成を積極的に図ります。

(2) 町民意見提出手続
(パブリックコメント手続)

行政が計画を策定したり、
規制の設定・改廃を行おうと
する場合に、あらかじめ原案
を公表し、寄せられた意見を
踏まえて最終決定するととも
に、提出された意見とそれに対
する行政の考え方を公表す

る一連の手続きです。

※本制度については、本年
2月末から3月末において
「安平町が考えるパブリック
コメント手続」に対して町民
の皆さん 의견をいただき、
安平町民意見提出手続実施
要綱」を定めて、現在試行期間
として実施している制度です。

(3) P-I(パブリックインボル
ブメント)(住民参画)

自治会や町内会、各種団体
等へ直接出向いたり、シンポ
ジウム等を開催するなどして、
自治基本条例の性質や作成経
緯等の説明を行い、なるべく

多くの意見を取り入れ調整を
図りながら、町民の皆さんとの
総意としての条例作りを進め
る手法です。

※「現場主義」住民本意に・
住民の視点で・住民の意見を
よく聞いて・よく見て、それは
は職員自ら住民のもとへ（現
場）足を運び、職員一人ひとり
が問題意識を持つことによ
る行政運営の土台となる基本
姿勢と考えます。

今後においては、全国の条
例制定もしくは検討している
自治体の状況を調査研究し、
既存の町民からなる委員会等
(行政改革推進委員会等)を活
用した意見収集等により、町
民の皆さんに検討していただき
くための「たたき台」を作成し、
上記のような手法を積極的に
活用しながら条例の制定を行
いたいと考えています。

また、全国各地の自治体の
制定状況を調査研究した結果
も、今後町民の皆さんへ町
ホームページ等によりお知らせ
したいと考えています。

おわりに

自治基本条例には、このよ
うな内容を定めなければなら
ないという決まりがあるわけ
ではありません。また、策定
過程においても、それぞれの
市町村などの考え方や手法に
より条例の制定を行っていま
す。

広報あびら6月号で説明し
た考え方についても、今後條
例をつくる段階で前述した手
法等により要所において町民
の皆さんのご意見をいただき
ながら、その意見を反映した
いと考えていますので、皆さ
んの意見が多ければ多いほど
安平町にふさわしい身の丈に
あつた安平町らしい条例制定
がなされると考えますことか
ら、町民の皆さんのご協力を
併せてお願ひします。

問合せ

総務課地方分権係
☎ ②2511 (内線118)

次回は、「安平町らしい」をキーワードに考
えてみたいと思います。
※町民の皆さんができる「安平町らしい」、「安
平町らしさ」をお聞かせください。
詳しくは、町ホームページをご覧ください。
ご覧になれない方は総務課地方分権係 (☎ ②
2511 内線 118) までご連絡ください。

※この制定状況数は、独自調査
のため正確な数値を捉えきれ
ていませんが、参考として掲載し
ています。また、参加条例、理念
条例など条例名が異なるて
いる自治体は含んでいません。